

1. 特別用途地区とは

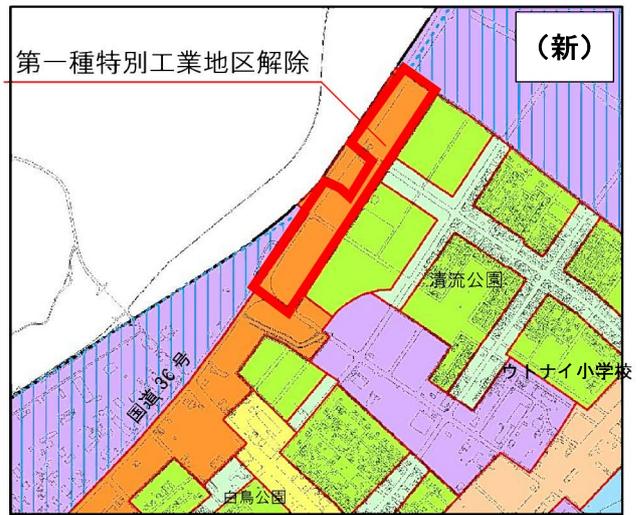
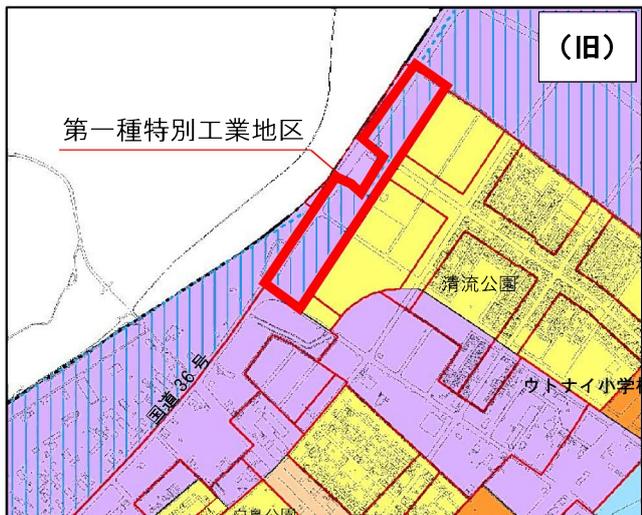
○用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区で、用途地域が建築物の用途等を全国的に一律に規定するのに対し、特別用途地区は、地方産業の育成、教育文化活動の環境保護等の目的から、より地域的かつ詳細な用途の制限等を行う補完的な制度です。

2. 変更理由

○第 2 次苫小牧市都市計画マスタープランにおいて、苫小牧環状線及び、国道 36 号を、広域交通に対応する適切な規模の沿道型サービス施設、流通・業務施設等の立地誘導を図る都市骨格軸と定められたことを受け、背後地が工業系ではない用途地域となっている個所の特別用途地区の一部を解除します。

用途地域変更前：準工業地域

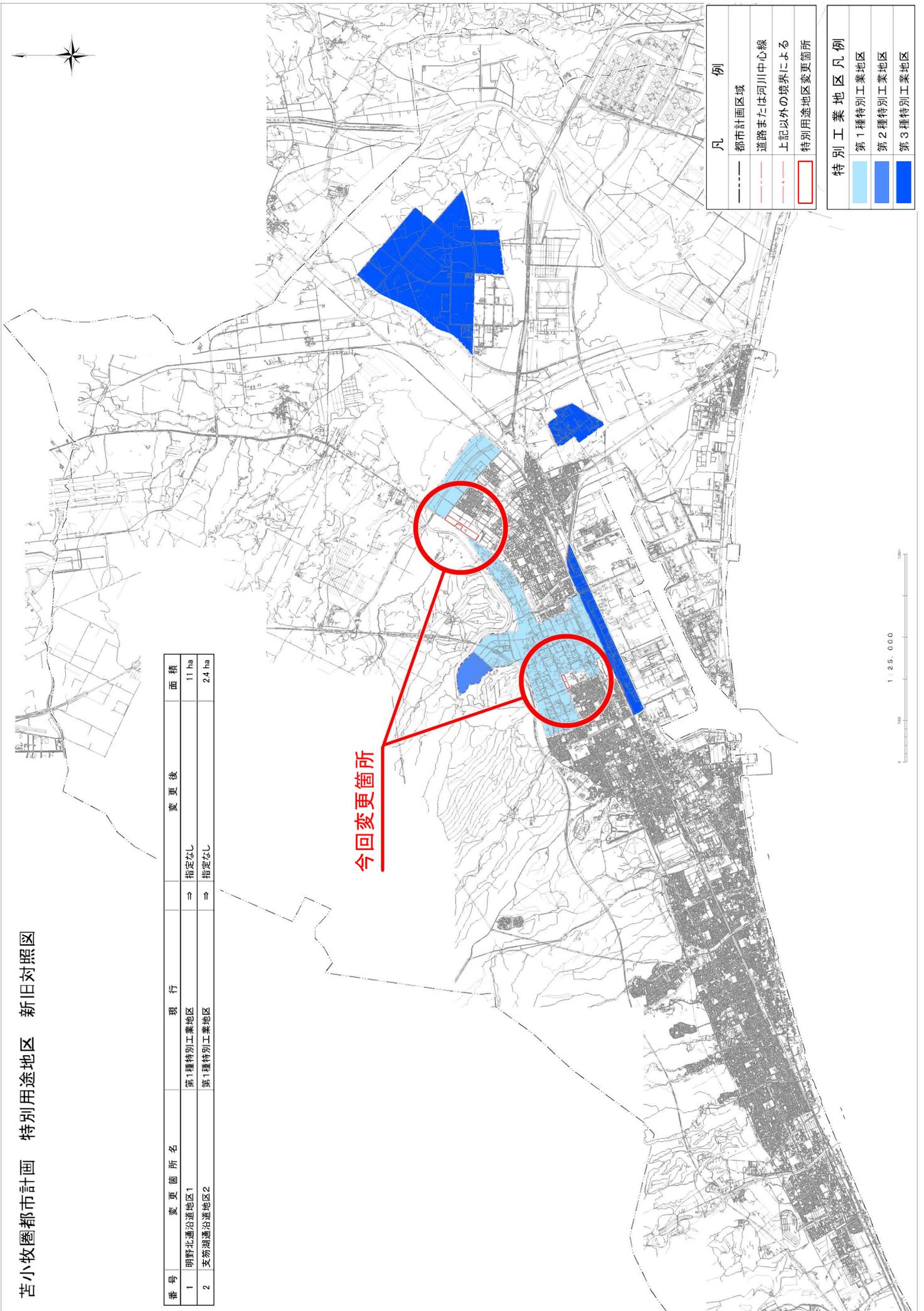
用途地域変更後：準住居地域



苫小牧圏都市計画 特別用途地区 新旧対照図

番号	変更箇所名	現行	変更後	面積
1	明野北通沿道地区1	第1種特別工業地区	⇒ 指定なし	11 ha
2	支笏湖通沿道地区2	第1種特別工業地区	⇒ 指定なし	2.4 ha

今回変更箇所



例

---	都市計画区域
---	道路または河川中心線
---	上記以外の境界による
□	特別用途地区変更箇所

特別工業地区 凡例

□	第1種特別工業地区
□	第2種特別工業地区
□	第3種特別工業地区

1 : 25,000